

R5. 3. 31 版

飼料価格高騰緊急対策事業
(令和4年度第4四半期対策)

～ Q & A ～

令和5年3月作成

農林水産省 畜産局 飼料課、牛乳乳製品課

令和4年9月予備費で措置した「飼料価格高騰緊急対策事業」の内容については、
飼料価格高騰緊急対策事業Q & A (R5. 1. 4 版) をご覧ください。

【事業全体】

問1 事業の目的及び内容いかな。

(答)

【配合飼料対策】

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者に対して、令和4年度第3四半期に実施した緊急対策（以下「第3四半期対策」という。）を拡充し、令和4年度第4四半期にも、配合飼料価格安定制度による補填金とは別に補填金を交付します（以下「第4四半期対策」という。）。

【補填単価：配合飼料 8,500円/トン】

【酪農対策】

9月の予備費において、購入粗飼料等価格の上昇を受け、令和4年度4月から10月までを対象に購入粗飼料等に対する一部補填対策を講じましたが、令和4年11月以降も令和4年度第3四半期の対応（以下、「第Ⅰ期対策」という。）等により、酪農経営の収益性が悪化していることを踏まえ、足腰の強い経営を目指す取組を推進するため、令和6年度も国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る生産者に対し、生産コストの上昇分を1頭当たりに換算し補填金を交付します（以下「第Ⅱ期対策」という。）

【補填単価：都府県 10,000円/頭 北海道 7,200円/頭】

問2 補填金の支払い時期いかな。

(答)

【配合飼料対策】

計画（取組の確認表）の提出※や交付申請等の手続きを経た上で、令和5年5月末以降、順次支払いを開始する予定です。

なお、事務手続きの都合上、6月以降に交付される場合があります。

※第3四半期対策に参加された方は、第4四半期対策の申請書の提出は必要ですが、計画（取組の確認表）の提出は不要です（参照：問4）。

【酪農対策】

第Ⅱ期対策については、申請体制の整った農協等から計画の提出や交付申請等の手続きを経た上で、早ければ令和5年5月からの支払いを考えております。

問3 交付ルートいかに。

(答)

【配合飼料対策】

補填金の交付を希望する生産者は、第3四半期対策と同様に、配合飼料価格安定制度による令和4年度第4四半期の補填金交付の手続きの時期までに、配合飼料価格安定制度の申請先である各都道府県の農協や基金協会に、申請書を提出します。

各都道府県の農協や基金協会は、交付対象数量等を確認して、それらを取りまとめた上で配合飼料価格安定基金（(一社)全国配合飼料供給安定基金、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金をいう。以下同じ。）に報告します。

配合飼料価格安定基金は、各都道府県の農協や基金協会から報告された交付対象数量等を取りまとめ、(公社)配合飼料供給安定機構に交付申請します。

(公社)配合飼料供給安定機構で交付決定等の手続きを行い、配合飼料価格安定基金を通じて、生産者に補填金が交付されます。

【酪農対策】

事業に参加する生産者は、国産粗飼料の利用拡大及び生産コスト削減の取組確認表からなる酪農生産改善計画及び対象頭数確認のための牛個体識別データに関する提供の同意書を取組主体（農協等）に提出します。取組主体は、生産者から酪農生産改善計画の内容及び家畜改良センターからの情報を確認して、それらを取りまとめた上で、事業実施主体（一般社団法人中央酪農会議）に申請します。その後、事業実施主体が申請内容を審査した上で、取組主体を通じて補填金が交付されます。

問4 事業の要件いかに。

(答)

【配合飼料対策】

第3四半期対策に参加された畜産経営体については、申請書に氏名・住所等を記載するとともに、確認事項にチェックをいれることで申請可能です。この場合、新たに取組を増やす必要はありません。

第3四半期対策に参加しておらず、第4四半期対策から参加される畜産経営体については、第3四半期対策と同じく、生産コストの削減に繋がる取組や飼料自給率の向上に資するメニューに取り組むことが要件です。

【酪農対策】

第Ⅰ期対策に参加された畜産経営体については、第Ⅱ期対策においても酪農生産改善計画の提出は必要ですが、第Ⅰ期対策における取組を継続する場合は、確

認事項に「令和4年度第Ⅰ期対策と同様の取組を継続。」にチェックしていただくことで事業実施が可能であり、新たに取組を増やす必要はありません。

(第Ⅰ期対策に取り組まず、第Ⅱ期対策に新たに取り組む場合にあっては、第Ⅰ期対策同様、「飼料価格高騰緊急対策事業 Q&A (R5.1.4 版)」の問4に沿って取組を選択する必要があります。)

ただし、第Ⅱ期対策に取り組む畜産経営体においては、酪農生産改善計画における確認事項について、取組を令和6年度までに実施することが必要です。

また、第Ⅱ期対策の補填金交付対象牛はを令和4年11月1日時点における事業に参加する酪農経営体の経産牛の飼養頭数となりますので、第Ⅰ期対策同様、取組主体が補助対象頭数の確認のため、家畜改良センターの牛個体識別データに関する同意書の提出が必要です。

問5 いつまでに取組めばいいか。

(答)

配合飼料対策では令和5年度までに、酪農対策では令和5年度中から令和6年度までに取組む必要があります。

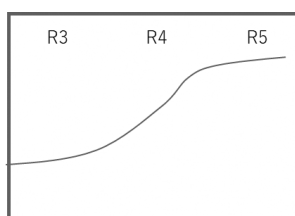
問6 既存の取組は対象となるのか。

(答)

対象となりますが、配合飼料対策では、令和5年度末まで、酪農対策では令和6年度までに(以下「対象期間」という。)取組を継続していただくことが条件となります。

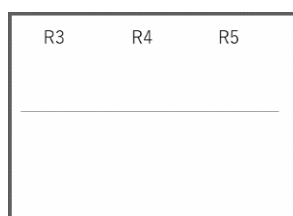
ただし、国産飼料の利用拡大に資する取組(飼料価格高騰緊急対策事業 Q&A (R5.1.4 版)の問4に掲げる取組のうち、■に分類されている取組)を既存の取組とする場合は、原則として本事業実施前から向上に取り組んでいる場合に限りです。

例 継続とみなせるパターン(各グラフの縦軸は拡大等の取組度合いを示す。)



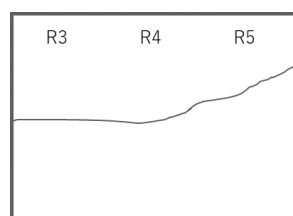
対象となる

(事業開始前に拡大等に取り組み、事業実施期間中の継続中。)



対象とならない

(事業開始前に拡大等に取り組んでおらず、現状維持の状態。)



対象となる

(事業開始前に取り組んでいなかったが、事業実施期間中に新規に取り組む。)

問8 対象期間までに取組が実施できなかった場合は補助金返還になるのか。

(答)

対象期間までに取組を実施していただく又は継続してもらうことを補助金交付の要件としていることから、対象期間までに取組が実施できなかった又は継続しなかった場合は補助金返還となる場合があります。

このため、【配合飼料対策】では配合飼料価格安定基金、【酪農対策】では農協等において、取組の実施又は継続について、適宜指導をお願いします。

問9 取組を実施した証拠書類は必要となるのか。

(答)

事業に取り組む生産者において保管していただきます。第3四半期対策及び第I期対策においては、事業に取り組む生産者において、事業完了年度（令和4年度）の翌年度から起算して5年間（令和10年3月31日まで）保管していただくこととしましたが、今回の対策（第4半期対策及び第II期対策）においても保管が必要であることから、令和11年3月31日まで保管してください。

問10 証拠書類はどのようなものが必要か。

(答)

生産コストの削減や飼料自給率の向上に取り組んだことが分かる書類として、以下の書類を想定しています。

(例)

- 疾病・事故率などの低減
 - ・牛床マットを導入した場合は、その伝票や写真
- 暑熱・寒冷対策による生産性の改善
 - ・換気扇や扇風機を導入した場合は、その伝票や写真
- 国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加
 - ・国産飼料を自給している場合はその内容、圃場図等が分かる書類
 - ・国産飼料を購入している場合はその内容が分かる書類及び伝票
 - ・給餌記録
- 副産物収入の増加による生産コストの削減
 - ・堆肥の販売伝票
 - ・和牛受精卵を活用していることがわかる伝票
- 牛群検定を活用した生産性の向上
 - ・牛群検定成績表

- 分娩間隔の短縮
 - ・発情発見装置を導入した場合はその伝票や写真
- (コントラクター活用等による) 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大
 - ・国産濃厚・粗飼料の生産を委託したことが分かる書類 (委託契約書等)
 - ・委託生産した飼料の内容が分かる書類及び圃場図等
- 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
 - ・超音波測定を行った結果が分かる書類
- ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減
 - ・ベンチマーキングシステムによる成績表
- 人工授精を活用した生産コストの削減 (豚)
 - ・種付台帳
- 優良系統の導入による生産性の向上
 - ・種豚・種鶏の購入伝票
 - ・導入した種豚・種鶏の概要
- オールイン・オールアウトによる事故率の低減
 - ・出荷伝票
 - ・オールアウト後の消毒等、行ったことが分かる写真
- 国産高栄養粗飼料 (青刈りとうもろこし、アルファルファ等) の利用による配合飼料の使用量削減
 - ・国産高栄養粗飼料を自給している場合はその内容、圃場図等が分かる書類
 - ・国産高栄養粗飼料を購入している場合はその内容が分かる書類及び伝票
- 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善
 - ・飼料メーカーから提供される成分表
 - ・分析機関が分析した結果表や伝票
- エサ寄せロボットの活用
 - ・導入伝票や写真
- 自動給餌機の活用
 - ・導入伝票や写真
- 搾乳ロボットの活用 (飼料給餌機能付き)
 - ・導入伝票や写真
- 多回給餌
 - ・1日の給餌スケジュールが分かる書類
 - ・給餌記録
- リキッドフィーディングの活用
 - ・導入伝票や写真

問 11 証拠書類は過去のものでもいいか。

(答)

証拠書類として、購入伝票等が過去のものでも問題ありません。しかし、継続して取り組んでいることが説明できる内容である必要があります。

問 12 生産コストの削減や飼料自給率の向上に取り組んだことをどのように確認するのか。

(答)

取組の実施状況を、

【配合飼料対策】では、生産者は配合飼料価格安定基金宛て（令和6年4月末まで）、

【酪農対策】における生産者は農協等を通じて事業実施主体宛て（令和7年6月末まで）に報告していただきます。

報告を受けた配合飼料価格安定基金及び事業実施主体は、報告内容を確認し、内容に不備があると認めるときは、報告者に対し、改善措置の報告を求めることがあります。

また、報告がない場合、補助金を返還していただく場合があるので十分注意願います。

問 13 申請時に計画していた取組項目を、計画提出後に変更した場合はどうすればよいか。

(答)

取組を変更した場合は、実施状況報告時に変更した内容で報告をお願いします。

問 14 全体面積は変わらないが、飼養頭数の減少により、1頭当たりの作付面積が増加する場合、作付面積の増加とみなせるか。

(答)

作付面積の増加とみなします。

問 15 「国産高栄養粗飼料の利用による配合飼料の使用量の削減」における、高栄養粗飼料の定義は。

(答)

青刈りとうもろこし及びアルファルファ等のマメ科牧草を対象とします。なおマメ科牧草については、単播、混播は問いません。

また、都道府県の認める奨励/優良品種を用いた草地も対象とします。

問 16 「給与割合の増加」とは、いつの時点と比較して割合を増加すればよいか。

(答)

事業実施前と比較してください。継続の場合は、現在行っている取組開始時点と対象期間の年度末時点の比較が必要です。

問 17 既に国産飼料 100%実施している場合、給与割合の増加や生産拡大の取組を選択することは可能か。

(答)

問 6 にもあるように、これらの取組は対象期間までに給与割合の増加や面積の拡大等に取り組み途中である必要があります。他方、給与割合については、100%から増加させることができませんので、既存の取組として判断していただいて結構です。なお、100%を越えた粗飼料を他の農家に販売する等に取り組む場合は、③の「国産飼料の販売・流通量を増やす」に該当します。

問 18 「飼料成分分析に基づく飼料設計の改善」において、飼料設計の改善は必須なのか。

(答)

飼料成分分析を確認の上、現在の飼料設計が適切であれば、結果的に飼料設計の改善をしなかった場合でも対象となります。ただし、証拠書類として、飼料メーカーから提供される成分表または成分分析の結果や現在の飼料設計の提出と、実績報告時に、飼料設計の改善について検討した過程を記載する必要があります。

なお、酪農対策については、飼料自給率向上に資する取組としていることから、過去に飼料分析に基づく飼料設計を行ったことが分かるよう整理が必要です。

問 19 「TMR の利用量を増やす」とは、TMR センターからの取引量を増やすことなのか。それとも個人で配合して、1頭当たりの給与量を増やすことなのか。

(答)

どちらも選択可能ですが、国産飼料の混合割合からみて給与量が総じて増えている必要があります。

問 20 「優良系統の導入による生産性の向上」における優良系統の定義は。

(答)

種豚登録されている親豚からの産子であることや能力が明らかになっている系統を想定しています。

証拠書類としては、導入実績がわかる書類に加え、登録証明書や能力を示すデータや農場成績等を供給業者から入手し、保管をお願いします。

【配合飼料対策】

問1 どのような生産者が対象者になれるのか。

(答)

令和4年度第4四半期において配合飼料価格安定制度による価格差補填金を受け取る生産者が対象となります。

問2 交付対象となる配合飼料の数量いかに。

(答)

交付対象は、令和4年度第4四半期の配合飼料購入数量です。

ただし、配合飼料価格安定制度の価格差補填の契約数量を上回る場合は、当該契約数量が上限となります。

問3 馬やうずら等の家畜の専用メニューはないのか。

(答)

馬やうずら等の家畜の専用メニューはありませんので、畜種共通の取組メニュー及び配合飼料の使用量の低減メニューから選択してください。

問4 複数の農場を営んでいる生産者は、企業全体として申請してもよいか。

また、取組メニューの実施に当たっては、企業全体としての取組として実施してもよいか。

(答)

本対策では、配合飼料価格安定制度における価格差補填の交付ルートで補填金を交付することから、配合飼料価格安定制度の申請に応じて本対策の補填金の交付を申請してください。

また、取組メニューについても、申請単位で取組を選択して実施してください。

問5 補填金の交付を受けた後に、対象数量に減少が生じた場合はどうしたらよいか。

(答)

減少した数量に配合飼料1トン当たりの補填金の額を乗じた額を配合飼料価格安定基金に返納してください。この場合、配合飼料価格安定制度における過払い

金の返納と同時に行うことができますが、同制度に係る金額と分けて返納してください。

(第3四半期対策と第4四半期対策の両事業の返納が生じた場合も、それぞれの事業の金額を分けて返納してください。)

問6 配合飼料価格安定基金の事務費はどのようなものが対象か。

(答)

本事業(第4四半期対策)に係る、生産者から提出された申請・取組の確認表、実績報告等※の確認・とりまとめ、補填金の交付等に要する経費として、借上費、賃金、印刷製本費、振込手数料、データ収集・処理・分析費、旅費、会場借料等が対象となります。

※第3四半期対策に参加された方の実績報告は、第4四半期対策では確認を省略することから、当該関連事務に関する事務費は、本事業では対象外とします。

問7 取組は3つ以上選択してもよいか。

(答)

配合飼料対策については、取組は2つとし、3つ以上は選択しないでください。

問8 やむを得ず廃業する者には補助金返還を求めるのか。

(答)

本事業の補填金の受け取り時点までに廃業することが判明している畜産経営体については、本事業の参加要件を満たさないことが明らかであるため、事業の対象となりません。

本事業の補填金交付後から令和5年度末までに、やむを得ず廃業する生産者については、配合飼料価格安定基金に廃業届を提出し、受理された場合は返還を求めません。なお、その場合は取組計画の実績報告の提出は必要ありません。

問9 法定ワクチンの接種・飼養衛生管理基準の順守は疾病対策に含まれるか。

(答)

本事業の取組内容は、生産コストの低減や飼料自給率の向上に資するものとして設定されています。

法定ワクチンの接種や基本的な消毒作業(長靴消毒等)は、畜産業を営む上で本来行うべきものであるため、本事業の要件には該当しません。これらに加え、疾病予防のためのワクチン等の投与や農場 HACCP・畜産 GAP の取得等の取り組み

を行ってもらう必要があります。

問 10 法人の代表者名の記載は必要か。

(答)

本事業の補填金の交付対象は、配合飼料価格安定制度の契約者と同一であり、そのことに間違いがないのであれば、代表者名を省略しても問題ありません。

問 11 自動給餌機には多様な形式があるが、対象となる形式は決まっているのか。

(答)

本取組は、飼料をしっかりと定量計量して給餌することにより、食べ残しを防ぐことを目的としています。

一方、事業としては生産コストの低減も図ることとしていることから、全ての工程が全自動である自動給餌機である必要はありませんが、労働力の軽減にも繋がる機器の導入を対象とします。

問 12 多回給餌とは2回でもいいのか。

(答)

回数に規定はなく、複数回であれば結構ですが、食べ残しが発生しないように適切な量・回数を設定してください。また、給餌回数を記録してください。

問 13 第3四半期対策の補填金交付のために改修された電子事務処理システムの扱いについて。

(答)

配合飼料対策では、令和4年度第3四半期の補填金の交付のためだけに使用する場合に限り、電子事務処理システムの改修を行うことが可能としていました。

第4四半期対策は第3四半期対策の後継事業と見做し、同システムを引き続き第4四半期対策に使用できるものとします。

問 14 配合飼料価格安定対策制度のいわゆる80%ルールと、本対策との関係について。

(答)

令和4年度において、配合飼料価格安定制度の配合飼料価格安定基金の補填財源に不足が生じたことから、配合飼料価格安定基金は市中銀行からの借り入

れを実施しました。これに伴い、配合飼料価格安定基金は安定的運営を目的として、制度加入者に対し、契約数量が前年の 80%を下回る場合に返還を求めることとしました（80%ルール）。

他方、本事業の取組には配合飼料の使用量の低減に資するものが多く設定されています。

本事業における配合飼料の低減は、食べ残し等のロスの低減や効率的な飼料の給与を目的としており、また、国産高栄養粗飼料の利用についても飼養方法が変わるほどの大幅な変更を求めるものではありません。

したがって、80%ルールと本対策は整合しており、矛盾するものではありません。

【酪農対策】

問 1 取組主体いかん。

（答）

生産者を構成員とする地域の農協のほか、農協連、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合、3者以上の生産者から構成される生産者集団等が該当します。

問 2 どのような酪農家が対象者になれるのか。

（答）

経産牛を飼養し、牛個体識別法における管理者に該当する者が対象となります。ただし、学校法人や試験研究機関、農協等のほか、資本金 3 億円以上で従業員 300 人超のいわゆる大企業は対象外となります。

問 3 事業に参加するためにはどのような書類が必要か。

（答）

事業に参加される酪農家は、まず、農協等が飼養頭数の確認に必要な牛トレサデータ取得に関する同意書の提出が必要です（第 I 期対策に取り組んでいる場合においても補填金交付対象牛の要件（基準日等）が異なるため、新たに提出が必要です）。また、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減の取組を実施するため、これらに取り組むことを確認する酪農生産改善計画の提出が必要です。（ただし、第 I 期対策の取組を継続する場合にあっては、【事業全体】の問 4 にあるとおり、確認事項に「令和 4 年度第 I 期対策と同様の取組を継続。」にチェックしていただくことで事業実施が可能です。）

問4 預託農家は対象にならないのか。

(答)

輸入粗飼料等の価格急騰による生産コストの上昇分を補填するという事業趣旨に照らせば、預託牛の生産コストを実施的に負担している者に対して交付されるものと思われませんが、預託牛に係る補填金交付に当たっては、預託元、預託先、取組主体の3者であらかじめ合意形成を図ってください。

問5 対象となる畜種はなにか。

(答)

ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種、その他乳用種です。

問6 未経産牛は対象にならないのか。

(答)

生乳生産に直結する経産牛のみを対象とします。このため、育成牛等の未経産牛は対象外です。

問7 令和4年11月1日時点の経産牛の確認方法は。

(答)

農協等が生産者の同意の上、家畜改良センターから牛トレサデータを取得して確認します。

問8 令和4年11月1日以降に新規就農した場合は対象外になるのか。また、対象の場合、対象頭数はどうなるのか。

(答)

対象になります。この場合、対象頭数は原則として搾乳を開始した日時点とします。

問9 死産等により牛トレサデータに届出していない場合は、経産牛とならないのか。

(答)

本事業は、ほぼ全国の酪農家を想定（約 13,000 件）する中、早期に補填金を交付する必要があることから、対象頭数の確認作業について、（独）家畜改良センターの牛個体識別情報データの利用が迅速でかつ効率的に行えると判断したところ
です。

仮に死産等も経産牛として計上する場合、獣医師による死産等の証明書の添付並びにその照合の作業が新たに発生することとなり、13,000 件を超える対象者に補填金を適切・適正かつ早期に交付することは困難であると考えています。

問 10 北海道と都府県でなぜ支援単価が異なるのか。

（答）

購入粗飼料等については、

- ① 北海道においては、輸入乾牧草やふすま等が多く含まれる購入 TMR が多く、
- ② 都府県においては、輸入乾牧草が多い

ことから、都府県は北海道よりも一頭あたりの購入額が高いという違いを踏まえ、支援単価を設定しております。

問 11 試験研究機関で飼養している経産牛は対象となるのか。

（答）

法人のうち、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 229 号）第 11 条の 51 に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）が飼養している経産牛は対象外です。

問 12 生産者が複数の農場を管理している場合、対象となる飼養頭数の時点採用に当たっては、農場ごとに判定するのか、それとも全農場の合算値で判定するのか。

（答）

例えば、生産者が同一農協内に複数の農場を管理している場合は、農協への同意書に農家コードを全て記入する必要があります。また、複数の農協にまたがる場合は、それぞれの農協内に所有する農家の農場コードを全て記入してください。飼養頭数が合算できるのは取組主体内に限ります。

問 13 生産者が複数の農場を管理している場合、酪農生産改善計画の提出先はどのように決めたらよいか。

(答)

生産者の住所地を管轄する農協等への提出が想定されますが、いずれにしる提出先は1箇所に集約をお願いいたします。

問 14 牛トレサデータにおける牛の異動を行っていない場合はどのようにすれば良いですか。

(答)

令和4年11月1日時点において牛の異動があったにもかかわらず異動の届出を行っていない場合は、速やかに異動の届出を行ってください。補填金の交付対象は、本事業の頭数確認のために牛トレサデータを抽出した時点の頭数となります。なお、届出からデータベースに反映されるまでに日数がかかりますので、留意願います。

また、本事業における補助対象頭数は、牛トレサデータによる頭数を適用するため、実際の頭数と齟齬が生じた場合は、補助金返還となる場合がありますので、きちんと確認の上、届出漏れがないよう留意願います。

問 15 取組主体の事務費はどのようなものが対象か。

(答)

酪農経営体から提出された酪農生産改善計画の審査等に要する経費として、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料のほか、アルバイト賃金が対象となります。

問 16 取組主体が事務の一部を事務委託することは可能か。

(答)

可能です。

問 17 牛トレサデータについて、家畜改良センターが取得する個体識別情報は全国一括で抽出するのか。

(答)

牛個体識別情報は取組主体の利用請求書（同意書）単位で抽出されます。同一の取組主体が準備できた生産者分から複数回の利用請求を行っても構いません。

問 18 牛トレサデータ利用料については、補助対象になるのか。

(答)

補助対象になりますが、利用料の支払いにつきましては、取組主体が農協や農協連の場合は、中央酪農会議が一括して家畜改良センターに支払うので、経費負担はかかりません。